

2020年4月8日

各位
プレスリリース

株式会社農業総合研究所

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言発令時の対応について

このたびの新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、感染拡大により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

2020年4月7日(火)、政府より新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法(新型コロナ特措法)に基づき、緊急事態宣言が発令されました。当社は、従業員ならび当社関係者の皆様の安全確保を徹底したうえで、重要な業務を中断させず、今後も農産物の安定供給を確保することで、お客様をはじめ、関係各位への影響が最小限になるよう努めて参ります。また、緊急事態宣言の発令に伴い、下記の通りリモートワーク(在宅勤務)の期間延長をお知らせいたします。

1. 期間：2020年3月4日(水)～5月6日(水)まで

※状況に応じて期間延長の可能性がございます。

2. 当社で実施している主な対策

当社では、新型コロナウイルス感染症予防のため、全従業員に対し以下の対策を徹底しております。

- ① 毎日の検温、手洗い、うがい、消毒の徹底
- ② 業務内容に応じた在宅リモートワークでの勤務を実施
- ③ 社内外の打ち合わせではオンライン会議システムを積極的に活用
- ④ 出社または取引先等を訪問する必要がある場合は、マスク着用や混雑を避けて移動するなど可能な限り安全に配慮する
- ⑤ 出張の原則禁止
- ⑥ 新型コロナウイルス対応ガイドライン(平時/緊急時)の策定

当社では、今後も引き続き新型コロナウイルスの市中感染拡大抑止、及び従業員の安全確保に向け、必要な対策を実施してまいります。また、農産物の安定供給を確保するため、今後も、柔軟かつ迅速に必要な対策を実施してまいります。

以上